

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 街区の増設【小倉北区役所総務企画課】 2
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 4

◇ 公 告

- 道路法違反の自動車の除却【建設局総務部管理課】 5

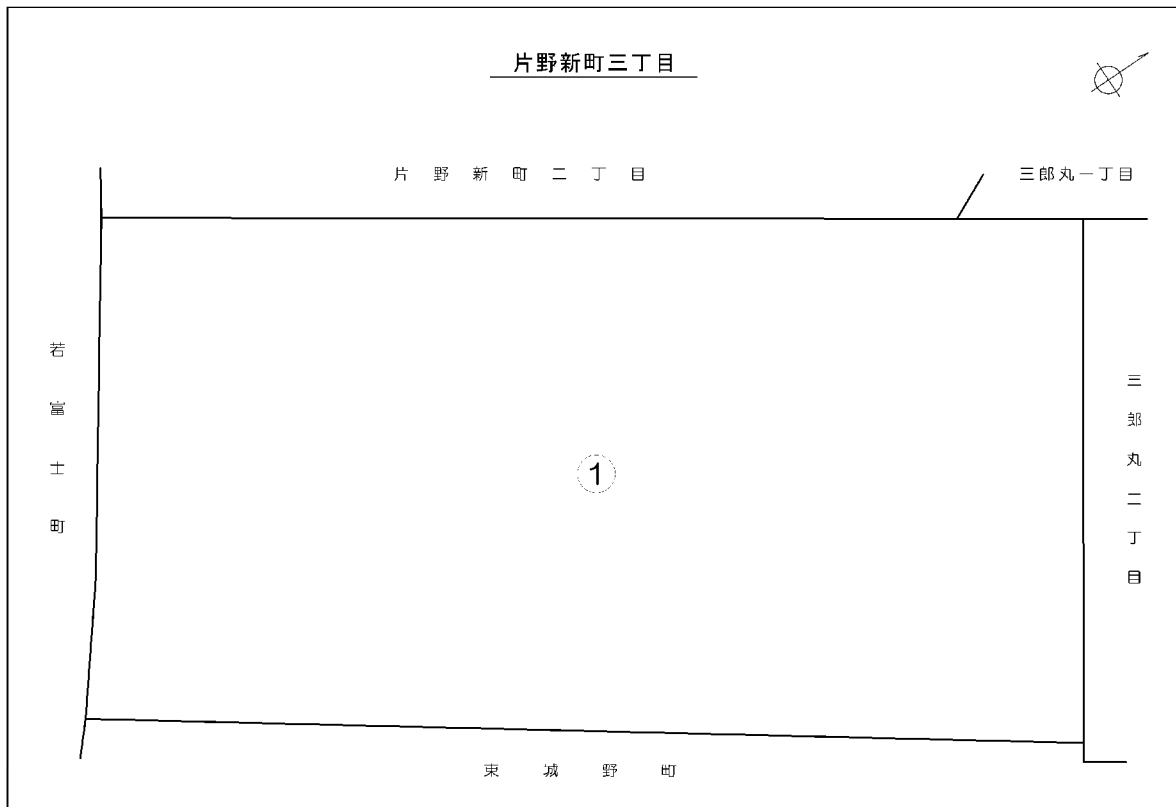
北九州市告示第 35 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市小倉北区片野新町三丁目の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、平成 28 年 2 月 1 日から実施するので告示する。

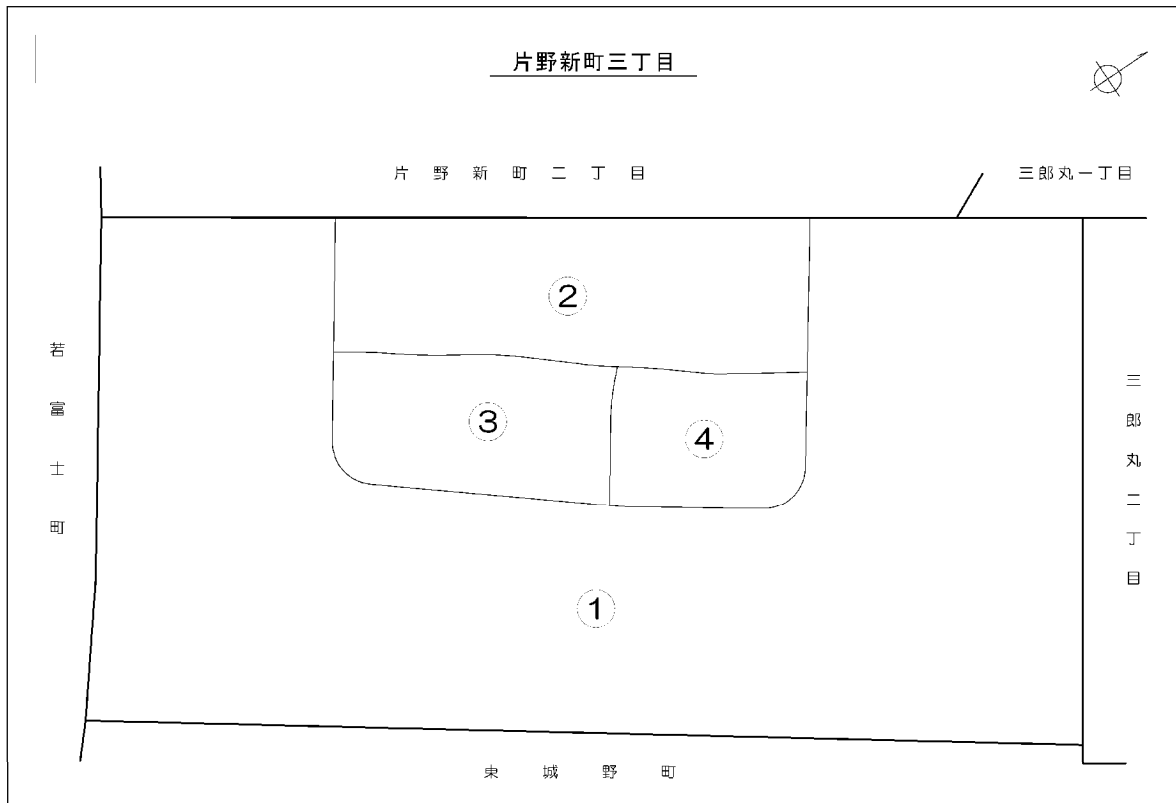
平成 28 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



北九州市告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人藤誠会 後藤クリニック	北九州市戸畑区千防一丁目1番2 0-101号	平成28年2月 1日

2 調剤（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
わかば薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目10 番13号	平成28年2月 1日

3 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
すたら薬局	北九州市若松区修多羅二丁目2番 4号	平成28年2月 1日
やなぎ通り薬局	北九州市門司区柳町一丁目10番 22号	平成28年2月 1日

北九州市公告第62号

次の自動車は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条の規定に違反しているので、当該自動車の所有者は、平成28年2月15日までに除却してください。

なお、上記の期日までに除却されない場合は、北九州市において除却します。

平成28年2月1日

北九州市長 北 橋 健 治

種類・型式	放置場所
軽乗用自動車 マツダ AZ-1 車体の色 白色 登録番号 北九州580い765	北九州市八幡西区茶売町17番5号北側 市道茶売町9号線路上